

大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用空港の指定及び運用についての意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年10月16日

伊丹市議会議長

加藤 光博 様

提 出 者

伊丹市議会議員 公明党 永松 敏彦

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 大津留 求

伊丹市議会議員 創政会 鈴木 久美子

伊丹市議会議員 高塚 伴子

伊丹市議会議員 加柴 扶美

大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用空港の指定及び運用についての意見書（案）

大阪国際空港（伊丹空港）は、航空機が市街地の上空を飛行する立地にあり、戦後の高度経済成長に伴い航空機需要が高まるにつれ、住民の生活は航空機騒音にさらされ、深刻な騒音公害が大きな社会問題となってきた。長年にわたる調停団などの市民運動の結果、騒音対策や運用のルールが整えられてきた。

低騒音機の導入や関西経済圏からの強い要請等を踏まえ、国は大阪国際空港（伊丹空港）を国内基幹空港として位置づけ、平成2年には、大阪国際空港騒音対策協議会（現大阪国際空港周辺都市対策協議会）が同空港の存続について、運輸省（現国土交通省）との協定書に調印し、空港存続が確認されている。平成19年に本市は「大阪国際空港と共生する都市」を宣言し、空港と地域の共生に向けて進んでいる。

一方で、市内数か所における騒音の値は依然として基準値を超える状況が続いており、騒音等環境に係る課題があることも現実であり、その解決に向けた取組も望んでいる。

今回、国が大阪国際空港（伊丹空港）を特定利用空港として指定されることについては、運用時間、離発着回数制限、騒音基準の遵守が確実に担保されるのか、住民から疑問や不安の声が多数寄せられている。

また、大阪国際空港（伊丹空港）は航空法第107条の3に基づく「混雑空港」に指定されており、民間航空の安定した運航を最優先すべき空港であることが国によって示されている。

特定利用空港の指定は、民生利用を主とする大阪国際空港（伊丹空港）の基本的性格を変えるものではないとの国の説明はあるものの、住民の理解を得られるよう努めなければならない。

よって、国におかれては、以上を踏まえ、下記について実行するよう要望する。

記

1. 大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用空港への指定及び運用については、国の安全保障環境を踏まえつつ、騒音問題等地域住民の生活環境が損なわれることがないように、十分に配慮すること。
2. 特定利用空港に関する検討内容及び想定される具体的な運用について、国が責任をもって地域住民に対し、十分かつ丁寧な説明を行うとともに、運用時間、使用機材、訓練頻度等による騒音や民間航空輸送の機能及び利便性への影響について十分に配慮すること。
3. 大阪国際空港（伊丹空港）の特定利用空港への指定及び運用に当たっては、地域住民から示される意見や不安、懸念を真摯に受け止め、地域住民の理解を得ながら進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

防衛大臣

国土交通大臣

兵庫県知事